

広報

みほ

平成28年(2016)

4月号

No.649

人と自然が輝くまちMIHO



救助活動実演！車に要救助者が…
あっという間に搬出口を確保！
(美浦村防災訓練にて)

『人と自然が輝くまち MIHO』をめざして

平成28年度美浦村一般会計、特別会計、企業会計は、3月の平成28年第1回美浦村議会定例会において審議・可決され、予算が確定しました。予算総額は109億4,527万4千円となり、前年度に比べて4,557万2千円（0.4%）増の予算規模となりました。

一般会計予算 59億5,700万円

その他（ゴルフ場利用税交付金等）
9,030万円（1.5%）

地方譲与税
1億円（1.7%）

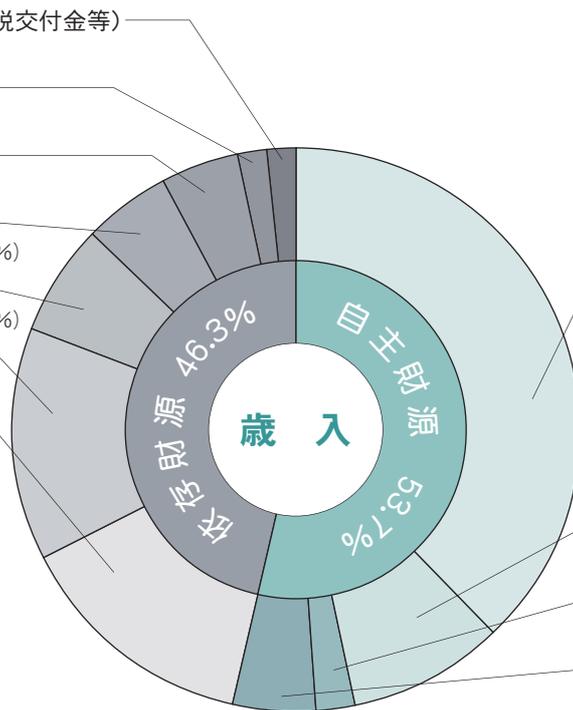
地方消費税交付金
2億7,000万円（4.5%）

県支出金
2億9,413万5千円（4.9%）

国庫支出金
3億7,970万5千円（6.4%）

村債
7億9,830万円（13.4%）

地方交付税
8億3,000万円（13.9%）



自主財源 31億9,456万円
村の権限で調達することができる収入。自主財源の割合が高いことが本村の財政構造上の特徴となっています。

依存財源 27億6,244万円
国または県が関与する収入のことです。

村税
22億5,591万3千円
(37.9%)
村民税 個人 8億430万8千円
法人 1億3,974万4千円
固定資産税 11億6,738万6千円
軽自動車税 4,624万4千円
村たばこ税 9,823万1千円

繰入金
5億4,022万8千円 (9.1%)

諸収入
1億2,461万8千円 (2.1%)

その他（繰越金等）
2億7,380万1千円 (4.6%)

一般会計歳入 (村の収入)

村の収入は、村税が全体の約37.9%を占め、他に各種交付金、村債等で構成されています。

村税：村民税や固定資産税等税目が4種類あります。
繰入金：特別会計および基金からの繰入金です。
諸収入：いずれの収入科目にも組み入れることのできない性質の収入を計上しています。

繰越金：平成27年度予算の決算上の剰余金を推定して計上しています。

地方交付税：地方自治体の自主性を損なわずに地方財源のつりあいを図るため、国から交付されます。普通交付税と特別交付税の2種類があります。

村債：村が公共施設の整備や財源不足に対応するために借り入れするお金で、返済は会計年度を越えて長期に渡って行われます。

地方消費税交付金：地方消費税の1/2に相当する額を、自治体の人口や従業者数で按分して交付されます。

※平成26年4月からの税率引き上げによる増収分は、全額を社会保障施策の経費に充てられています。

一般会計歳出 (村の支出)

村の支出は、目的別に配分（予算化）され、行政運営施策推進の経費として有効に活用されます。

民生費：一定水準の生活と安定した社会生活を保障するために必要な経費で、福祉施策の推進や保育所、児童館の運営経費等に充てられます。

教育費：学校施設の整備、教育内容の充実および公民館活動、社会体育関連幼稚園の運営経費等に充てられます。

総務費：行政推進を行うための全般的な事務経費や村施設等の維持管理費、選挙費、統計調査費等に充てられます。

衛生費：健康で衛生的な生活環境を保持するための経費で、ゴミ処理および火葬場運営や各種住民健診等、皆さんの健康づくりのために充てられます。

公債費：これまでの各公共施設の整備事業等として借入れしたお金の元利償還金が計上されています。

土木費：村道整備事業、都市計画費のほか、公共下水道事業特別会計への繰出金が計上されています。

むらの家計簿

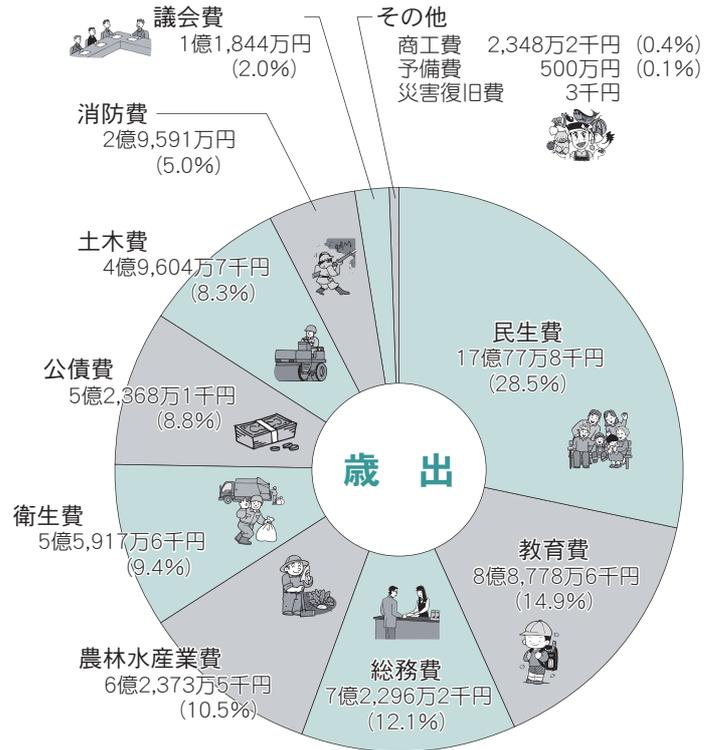
平成28年度予算総額 約109億円

特別会計予算 42億7,670万円

	予算額	前年度比
国民健康保険	21億6,170万円	2.1%減
農業集落排水事業	1億6,390万円	4.6%減
公共下水道事業	8億5,460万円	4.0%増
介護保険	9億7,610万円	3.6%増
後期高齢者医療	1億2,040万円	4.2%増

企業会計予算 7億1,157万4千円

		予算額	前年度比
水道事業	収益的	収入	5億5,397万7千円
		支出	5億8,036万2千円
	資本的	収入	206万3千円
		支出	7,712万5千円
電気事業	収益的	収入	9,876万5千円
		支出	5,408万7千円
	資本的	収入	0円
		支出	0円



平成28年度予算概要

一般会計当初予算は、役場庁舎耐震補強改修工事や美浦中学校(体育館・武道館)の改修工事等が完了しましたが、美浦村地域交流館建築工事費の計上、公債費の元金償還費や国民健康保険特別会計繰出金の増加等により、前年度比2.1%増となりました。

特別会計は、国民健康保険特別会計で保険給付費(退職被保険者制度分)等の減額により2.1%減、農業集落排水事業特別会計は総務費の減額により4.6%減、公共下水道事業特別会計は公共下水道整備事業費等の増額により4.0%増、介護保険特別会計は保険給付費等の増額により3.6%増、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金の増額等により4.2%増となりました。

企業会計は、水道事業会計で配水施設拡張費が減額になったこと等により12.4%減、電気事業会計は太陽光発電の年間売電収入で約9,876万円を見込んでいます。

国・県支出金：国、県から特定の事業経費として負担金や補助金等の名称で交付されるお金です。

地方譲与税：地方揮発油税、自動車重量税等から一定の基準で村へ譲与されるお金です。

地方特例交付金：個人住民税の減収に対応するため、減収補てん特例交付金があります。

その他：利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金が計上されています。

消防費：稲敷広域消防負担金を中心で、そのほかに各地区消防団の運営および施設、器具の整備等に充てられます。

農林水産業費：産地確立推進事業を始めとする農業振興費のほか、農業集落排水事業特別会計繰出金等があります。

議会費：村議会活動、運営経費および議会広報等の経費に充てられます。

商工費：商工業の振興等の経費が計上されています。

その他：予算執行と見積との違いから生じる予算外の支出額を想定した予備費や、災害によって生じた被害の復旧に要する災害復旧費があります。

美浦村では、住みよい豊かなまち「人と自然が輝くまち美浦」を目指し、美しい自然や豊かな歴史を守り育てながら、新しい時代の到来を敏感に感じとったまちづくりを基本理念として、多様化している皆さまからのニーズに応えられるよう、積極的に事業の推進に取り組んでいきます。

地域福祉体制の充実を図るとともに、安心・安全に生活できる環境の整備を進めます。



4) ともに支え合う村づくり

◇木原城山まつり	140万円
◇社会福祉協議会運営補助	4,033万3千円
◇木原・安中地区多目的集会施設トイレ改修事業	1,473万2千円
◇村道整備事業(村道9路線、排水4カ所)	1億8,609万6千円
◇交通安全施設整備事業	121万円
◇チャイルドシート購入補助	30万円
◇交通弱者対策事業	1,414万3千円
◇防犯対策事業	1,062万円
◇特定空家対策事業	370万2千円
◇稲敷地方広域市町村圏事務組合負担金(消防)	2億5,165万7千円
◇耐震改修促進事業(耐震診断士派遣)	27万円
◇災害対策事業	1,619万円
◇高橋川水害対策(調査費)	635万1千円

5) 元気で活力ある地域産業の形成

◇産地確立推進事業	6,128万円
◇商工振興事業	1,809万7千円
◇消費者行政推進事業	295万2千円
◇美浦村地域交流館建築事業	3億3,627万3千円
◇住宅リフォーム資金補助	100万円
◇定住促進事業	650万円
◇産業後継者対策事業	40万円
◇人材育成事業	42万円
◇シルバー人材センター運営補助	680万円

安定的な経済基盤を持った自治体確立に向け、地域産業の形成を目指します。



住民・企業と、行政・議会が一体となった村づくりを進めます。



6) みんなが一体となって進める村づくり

◇広報活動事業	379万6千円
◇議会だより発行	83万6千円
◇区長会制度	1,494万7千円
◇老人クラブ助成事業	191万2千円
◇民生委員児童委員協議会補助	395万円
◇女性行政推進事業	22万7千円
◇ふるさと応援寄附金事業	1,157万4千円

平成28年度 主要施策

1 美しい村づくり

◇合併処理浄化槽設置整備事業	457万6千円
◇粗大ゴミ、不法投棄ゴミ収集事業	1,062万2千円
◇雑草刈取除去事業	1,069万9千円
◇身近なみどり整備推進事業	900万円
◇花いっぱい運動事業	54万円
◇農業集落排水事業〔特別会計〕 ・各地区集排施設維持管理等	1億6,390万円
◇公共下水道事業〔特別会計〕 ・管渠布設工事等	8億5,460万円
◇江戸崎地方衛生土木組合負担金(ゴミ収集焼却)	2億6,424万3千円
◇江戸崎地方衛生土木組合負担金(火葬斎場)	3,469万4千円
◇龍ヶ崎地方衛生組合負担金(し尿処理)	2,569万2千円
◇文化財活用事業	280万4千円

環境の保全・改善に向けた取り組みの充実を図るとともに、ふるさとの景観づくりや、自然環境保全活動への支援を行います。



子育て支援策を充実させるとともに、教育の質的向上を図ります。



2 子どもの健やかな成長を支える村づくり

◇児童手当	2億7,216万円
◇少年のつばさ事業	481万5千円
◇台湾交流事業	30万円
◇児童館運営事業	3,961万7千円
◇子どものための教育・保育給付事業	2,869万6千円
◇子ども・子育て支援事業 (ファミリーサポート、子育て広場等)	1,113万5千円
◇保育所運営事業	2億860万1千円
◇幼稚園就園奨励費補助金	589万4千円
◇教育クラウド事業	3,976万9千円
◇生活介助員配置事業	462万円
◇外国人英語指導助手派遣事業	826万円
◇県派遣学校教育指導主事の配置	944万9千円
◇T T配置事業	1,240万4千円

3 長く生きがいを持って暮らせる村づくり

◇各種文化講座開催	179万9千円
◇各種スポーツ教室、大会、村民体育祭事業	669万8千円
◇健康診断事業	3,017万6千円
◇予防接種事業(任意接種を含む)	3,936万7千円
◇母子保健事業(保健指導・健康診査等)	1,778万8千円
◇医療手当(妊産婦)	102万円
◇医療手当(中学3年生まで)	1,887万6千円

住民一人ひとりが長く充実した人生を送れる様々な社会環境の充実を図ります。



～年に1回、健康チェック～

総合健診のお知らせ



健康でいることは自分のためだけでなく、家族や周囲の人達の暮らしや幸せにも繋がっています。健康を守るためには、まず健診を受けて自分の健康状態を知ることが基本です。健康状態は生活習慣の鏡。健診は生活習慣を振り返る絶好の機会です。対象となる方には総合健診のお知らせを個別に郵送しますので、年に1回は健診を受けましょう。

《総合健診と併用できない助成》

40歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者は、人間ドック・脳ドック・医療機関健診(国保の方のみ)の助成を受けることができますが、保健センターで受ける特定健康診査との併用はできません。

● 各種健診(検診)の対象者と料金

*各種健診の年齢は、平成28年度内に達する年齢です。

診査種別	対象者	料金
特定健康診査	40～74歳で、国民健康保険に加入している方 *後期高齢者医療制度加入者を除く。	無料
	40歳以上の国民健康保険以外の健康保険の加入者(被扶養者) *受診の可否等はお加入の各医療保険者にお問い合わせください。	加入医療保険の設定負担金
成人健康診査	20～39歳の方	800円
高齢者健康診査	受診日現在75歳(満年齢)以上および、一定の障がいがある65歳以上の後期高齢者医療制度に加入している方	無料
肺がん検診	40歳以上の方(65歳以上は料金無料かつ結核検診を含む)	200円
胸部検診	20～39歳の方	200円
胃がん検診	40歳以上の方(受診券到着後、健診予約センターに事前予約が必要)	700円
喀痰検査	50歳以上で喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が600以上の方	500円
大腸がん検診	40歳以上の方	200円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	300円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の方で今までに検査を受けたことがない方	無料

● 総合健診の際に必要なもの

*平成28年度総合健診受診券は4月中旬に20歳以上の方に郵送します。

対象者	総合健診の際に必要なもの
20～39歳の方	・平成28年度総合健診受診券
40～74歳の国民健康保険に加入している方	・平成28年度総合健診受診券 ・国民健康保険被保険者証
40～74歳の社会保険(協会けんぽ・組合健保・共済組合等)の加入者	・平成28年度総合健診受診券
40～74歳の社会保険(協会けんぽ・組合健保・共済組合等)の被扶養者	・平成28年度総合健診受診券 ・社会保険被保険者証 ・特定健康診査受診券(※)
75歳以上および65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・平成28年度総合健診受診券 ・後期高齢者医療被保険者証

※特定健康診査を希望される場合は、加入している健康保険組合等から事前に発行される「特定健康診査受診券」が必要です。詳しくは、加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

総合健診日程表

◆ 総合健診の際に胃がん検診も実施する日 (予約制)

(会場：保健センター)

検診日	受付時間	申込期間	予約方法
6月22日(水)	午前 7:00～ 7:30 8:00～ 8:30 9:00～ 9:30 10:00～10:30	5月15日(日)～17日(火)	健診予約センターに胃がん検診の予約の電話をしてください。 ◇予約専用番号 0570-077-150 ◇受付時間 午前9時～午後5時 《予約の際に必要な事項》 氏名、生年月日、住所、受診したい日時、大腸がん検診希望の有無
6月26日(日)			
6月27日(月)			
6月28日(火)			
7月1日(金)			
12月4日(日)		11月1日(火)～2日(水)	

◆ 総合健診の際に胃がん検診を行わない日 (予約不要)

【受付時間】 午前 8:00～11:30 【番号札配布】 午前 7:00 開始

(会場：保健センター)

指定日	対象地区(大字別)
7月21日(木)	布佐・舟子・大塚・谷中・山王・山内・堀田・中野内・八井田・根火・牛込・根本・太田・木・定光・本橋・間野・土浦・馬見山・馬掛・大山・見晴・花見塚・みどり台
7月22日(金)	土屋・木原・大須賀津・受領・茂呂
7月24日(日)	指定日に受診する都合のつかない方
7月25日(月)	宮地・大谷・信太・興津・美駒・郷中
12月5日(月)	指定日に受診する都合のつかない方



《健診会場までの交通手段がない方》

保健センターまでの交通手段がない方は、村のデマンド乗合いタクシー(運行時間：平日午前8時～)の利用登録と利用の予約を、受診したい日の前日までにしていれば、当日は無料で利用することができます。利用を希望される方は、予約の際に「村の健診に行きたい」とお伝えください。

※当初にかかる利用登録料は、自己負担となります。

□デマンド乗合いタクシー利用登録・問合せ先 役場福祉介護課 ☎885-0340 内線112



休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時

都合により当番医を変更することがあります。

※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎869-4820

4月	17日(日)	南平メディカルクリニック 佐倉クリニック	阿見 稲敷	☎888-0888 ☎892-7011	5月	1日(日)	森脇整形外科 鈴木クリニック	阿見 稲敷	☎843-7888 ☎892-3640
	24日(日)	美浦中央病院 江戸崎ひかりクリニック	美浦 稲敷	☎885-3551 ☎834-5777		3日(火)	湯原病院 ゆはらクリニック	阿見 稲敷	☎887-0310 ☎894-2002
	29日(金)	さかえ医院 いわき内科クリニック	阿見 稲敷	☎888-2662 ☎875-5100		4日(水)	阿見第一クリニック 角崎クリニック	阿見 稲敷	☎887-3511 ☎0297-87-6030
5月	5日(木)	はたかわ医院 和田医院	美浦 稲敷	☎885-2358 ☎894-2412	6月	8日(日)	あべ整形外科 江戸崎病院	阿見 稲敷	☎875-5303 ☎894-2611

《5月の乳幼児健診》

【受付時間】
午後1時30分～2時

- ・3歳児健診 5月9日(月)
対象：平成25年2月～3月生
- ・4カ月児健診 5月23日(月)
対象：平成28年1月生

*対象の方には実施日の約2週間前にお知らせと問診票等を送付します。

むらの 話題



地域的话题をお待ちしています
(広報係 ☎ 885-0340 内線205)

GIプレート贈呈式 & 新人ジヨツキー鞭贈呈式



2月24日、美浦トレーニング・センター広報会館において、昨年GIを制した厩舎への「GIプレート贈呈式」と新人騎手への「鞭贈呈式」が行われました。

プレート贈呈式では、平成27年に優勝を飾ったGIレーヌ名と優勝馬等が記された記念プレートが、朝井洋場長から調教師等の厩舎関係者にそれぞれ手渡されました。

続いて新人騎手鞭贈呈式が行われ、菊沢一樹騎手（菊沢隆徳厩舎所属）、木幡巧也騎手（牧光二厩舎所属）、藤田菜七子騎手（根本康広厩舎所属）の3名が美浦トレーニング・センター所属として騎手人生のスタートを切りました。これからの活躍が期待されます。

下舟子地区の民生委員に 小泉幾代氏が就任



前任の小泉嘉忠さんの退任を受け、3月1日付で小泉幾代さんが下舟子地区の民生委員に就任されました。民生委員は、担当する区域において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認等にも重要な役割を果たしています（全国民生委員児童委員連合会ホームページより）。小泉さん、よろしくお願ひします。

健康づくりに貢献 県から感謝状贈呈



2月17日、「平成27年度県民健康づくり表彰式」が茨城県庁で行われ、「健康づくり推進事業功労者表彰」において小田川トシ子さん（郷中）が茨城県から表彰され、感謝状が贈呈されました。

小田川さんは村食生活改善推進員として健康料理教室等の食育推進活動を積極的にを行い、長年にわたって村民の健康づくりに貢献されてきたことが評価されました。これまでのご尽力に感謝するとともに、今後ともよろしくお願ひいたします。

植物に関する 講演会開催



3月9日、大須賀津地区の老人会「大須賀津神明クラブ」主催による講演会、「筑波実験植物園の植物及び茨城県の植物について」が、大須賀津農村集落センターにて開催されました。講演では、県の環境アドバイザー制度を活用してお招きした國府方吾郎氏（筑波実験植物園植物研究部研究主幹）が、身近な植物観察スポットや筑波実験植物園を紹介。県南や阿見町付近にのみ見られる植物の特徴等も紹介され、参加された約30名の皆さんは興味深そうに聞き入っていました。今後は植物観察会も検討されているとのこと。講演をきっかけに学びの場は広がって行くようです。

平成27年度美浦村防災訓練を実施しました！

2月28日美浦中学校において、平成27年度美浦村防災訓練が行われました。これまでは村内の小中学校区ごとに訓練を行ってききましたが、4回目となる今年は村内全域の居住者を対象としました。

訓練は、震度5弱の地震発生を想定して午前7時に村長をトップとした警戒本部を立ち上げ、午前7時30分には震度6弱の地震発生を想定して災害対策本部に移行し、あらかじめ規定されている役場職員の配備体制に基づき、各班ごとの役割に沿って避難所・給水所の開設や村内の被害状況確認等を行い、各地区の消防団も住民に呼びかける情報伝達訓練を行いました。

午前9時から、来場された住民の皆さんを対象に心肺蘇生法やAEDを使った応急処置訓練、水消火器や布を使った初期消火訓練、起震車による地震体験、消防車・はしご車・警察車両の乗車体験等が行われた後、来場者へ炊き出しで作った温かい豚汁が振る舞われました。

午前10時30分頃からは、いなほ消防署・稲敷警察署・美浦村消防団により、車両や倒壊家屋からの人命救助・倒壊家屋の火災消活動が実演され、確実に伝達される指示のもと、迅速にチームで行動する隊員たちから伝わってくる緊張感に、いつしか来場者も真剣な眼差しで見守り、実演が終了した際には大きな拍手を送っていました。

かけがえのない生命・財産を災害から守る防災対策は、おそれることのできない重要な施策の一つです。有事の際には、人々がお互いに協力して防災活動に取り組むことが、被害の軽減につながります。



3月12日、土浦市・稲敷市・阿見町・美浦村の4市町村で構成する霞ヶ浦南岸地域活性化推進委員会は、宝くじから助成を受けて策定する「霞ヶ浦南岸地域活性化観光計画」のために、「東京駅発霞ヶ浦南岸地域モーターツアー」を実施しました。ツアーは首都圏近郊に住する方を対象とし、予科練平和記念館(阿見町)、霞ヶ浦遊覧(土浦市)、JRA美浦トレーニングセンター(美浦村)、大杉神社(稲敷市)等を巡りました。参加された37名の方は霞ヶ浦南岸地域の魅力に触れ、行程を楽しまれました。



宝くじ助成金で
観光計画策定

美浦村商工会青年部だより

□お問い合わせ

美浦村商工会青年部 ☎ 885-2250

《4月・5月の活動予定》

- ・ 4月3日 あみさくらまつり
- ・ 4月10日 木原城山まつり
- ・ 4月14日 平成28年度通常総会
- ・ 4月23日 成田市AirPort Market -空市-
- ・ 4月28日 県南協平成28年度通常総会
- ・ 5月11日 県青連平成28年度通常総会

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

電力小売全面自由化 本年4月1日スタート

▼電力小売全面自由化とは？

これまで家庭や商店向けの電気は、東京電力等の各地域の電力会社だけが販売しており、どの会社から買うか選ぶことはできませんでした。

平成28年4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

(経済産業省資源エネルギー庁ホームページより抜粋)

▼正しく知って、よく検討！ 電力全面自由化・5つの誤解

【誤解1】停電が起こる!?

今までと変わりません！
電気そのものの品質は変わりません。系統全体で需要

バランスは維持されます。

【誤解2】新たに電線が必要!?

既存の送電線・配電線を経由して電気が送られます！
新しく電線が引かれることにはなりません。

【誤解3】3月中に契約が必要!?

あわてて契約する必要はありません！

切替の契約をしない場合は、現在の電力会社から電気が供給され、従来の料金メニューが適用されます。
*経過措置として、少なくとも平成32年3月まで。

【誤解4】クーリング・オフはできない!?

訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込みをした場合、8日以内(※)であればクーリング・オフができます！

*法定書面を受け取った日から起算して8日以内。

【誤解5】スマートメーターは有料!?

自由化に伴って消費者が新たな機器の購入等を求められることはありません。

*消費者側の事由によるスマートメーター設置場所の変更等、メーター取替えに伴う工事に費用が掛かる場合があります。

▼あわてないで！

まずはしっかりチェック！

□契約する小売電気事業者を確認しましたか？

契約先は、登録された事業者でしょうか。インターネットで「経済産業省 登録小売電気事業者一覧」で検索、または電力自由化専用ナビダイヤルで確認できます。

□ご家庭の使用量に照らした比較になっていきますか？

「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークには気を付けましょう。

□契約期間や途中解約、割引の条件は？

事業者からよく話を聞き、詳しく確認してから契約を。

▼詳細・問合せ
◎経済産業省ウェブサイト
インターネットにて「エネルギー 電力小売全面自由化」で検索

◎電力自由化専用ナビダイヤル
☎0570-0281555
午前9時～午後6時(土日祝日、年末年始を除く)
(消費者庁ホームページより抜粋)

契約トラブルやクーリング・オフ等の相談は美浦村消費生活センターまで！

大量・高額な 学習教材の契約は慎重に

学習教材の勧誘電話があり、自宅に来てもらうことにした。教材は中学3年分60万円と高額なので不安だったが、「この教材で勉強しない子はいない」「テストの点も確実」等と言われ、特典の学習用タブレットも魅力的で契約し、代金を支払ってしまった。しかし、契約後はタブレットの使い方の説明に来ると言ったが来訪せず、電話で問い合わせても態度がひょう変しており不信感を抱いた娘も教材に興味を示さないので解約したい。
(当事者：中学生女性)

【ひとこと助言】

学習教材は実際に使ってみないと自分に合っているか等ばかりではありません。一度に大量で高額な契約を結ぶのは避けましょう。契約を迫られても、その場では契約せず慎重に検討しましょう。契約書をよく読み解約等の条件についてもよく確認することが大切です。

(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

司法書士による 無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。4月28日(木)までにご予約ください。

◇日時 5月6日(金)午前9時30分～11時30分

◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188※3桁
- ◇県警悪質商法110番(悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

美浦村ふるさと応援寄附 (ふるさと納税)の状況報告

平成27年1月1日から12月31日までにいただいた寄附の件数は1,021件、金額は21,515,710円でした。寄附金は「人と自然が輝く美浦村づくり」のため、次の事業において予算を計上し、活用させていただきました。寄附をいただいた皆さまのご厚志に深く感謝申し上げます。

平成27年中にいただいた寄附金

寄附金の使途の指定種別	件数	金額
歴史遺産や自然環境の保全と活用に関する事業	129件	2,471,330円
「競走馬の里美浦」をひろくPRするための事業	110件	2,126,000円
地域活性化に関する事業	101件	2,155,000円
福祉社会構築に関する事業	59件	1,359,280円
安全安心なまちづくりに関する事業	47件	1,008,000円
子育て支援・学校教育等次世代育成に関する事業	312件	6,192,100円
個性ある地域文化・スポーツの創造に関する事業	27件	464,000円
その他日的達成のために村長が必要と認める事業	236件	5,740,000円

引き続き「美浦村ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)」を募集します！

村では、「美浦村ふるさと応援寄附金」を継続して募集しています。「ふるさと美浦」を愛する多くの皆さまからのご支援・ご協力をお待ちしています。

みほ文芸

正調俚謡 日和吟社題「白・酒」二字以上詠み込み有季無季随意

桃の節句に白酒いと孫は婆(ば)の飲みっぷり
縁結んで苦楽の旅路あつという間の友白髪
飲めばほんのり体がほてる揺らす心の雪見酒
香る白梅別れの季節「またね会おう」と春はゆく
祝う白酒ほろりと酔うて「爺」と呼ばれる初節句
酒に酔っては悪たれついで母を泣かせた父懺悔
夫と別れる苦しさ辛さ涙つまみに飲んだ酒
赤い口紅白髪も染めて若く装う我が女房
白いこぶしはひっそり咲いて冬の終わりを告げる花
下戸の爺様白酒飲んで座持ち上手の馬鹿踊り
霞浦の水を白波立てて春を乗せてる東風
白い色紙に寄せ書きすれば君と別れの日も近い
おいし甘酒味わいながらやさし母の香おひなさま
主人ご機嫌いつものお酒窓に微笑む朧月
願う幸せ変わらぬ誓い交わす三三九度の酒
白い梅咲き負けずに咲いた桜ふくらみ春が来た
妻子養う苦勞がみえて撫でてやりたや子の白髪
白い服着てカラオケ舞台歌を聞いたらずっこけた
郷里の友より久しの電話聞けば今夜は酒うまし

三月の俳句(題 当季雑詠)

高齡の里に産声あたたかし
さくら刈りあちこちにある小町の湯
板塀の道の細さよ梅の風
美浦村に住みて六年春香る
はこべらを抜けばビューンと長き根よ
細やかな幸追ふ暮らし黄砂飛ぶ
春場所や期待高まる美浦育ち
子等の声空が吸い込む春の風
眠る山春陽射し込み目を覚す
日脚伸ぶさらに丸き背夫の影
さくら餅ほんのりしっとり頬を染む

高橋一步
上野八千代
門脇悠美
沼寄朋香
飯塚筑風
小蘭江久美
長谷川悦子
伊藤葉子
磯西涼香
田島草実
塚本夏雲
石戸葎華
木村幸子
小池きよし
篠原美千代
渡辺希代
山崎笑子
武田かずお
関根秀子
(五十首順)
青野安佐子
石毛恵美子
伊藤八千帆
木澤はしめ
高柳幸子
田島早苗
中島輝子
松葉よし江
松本秀子
宮崎きみ枝
矢原はつひ

医療福祉

お問合せ
 国保年金課国保係
 マル福担当
 ☎ 885-0340(内)116

医療費の助成制度を 活用しましょう

医療福祉制度(マル福)

この制度は、茨城県と県内各市町村が共同で運営している医療費助成制度(所得制限有り)です。次のいずれかの条件に該当する方が助成の対象となります。助成を受けるには申請が必要です。

《助成種別・対象条件》

- ◎小児 0歳児く中学3年生
- ◎ひとり親家庭 母子・父子家庭および両親のいない子がいる方
- ◎重度心身障害者 一定の障がいをお持ちの方
- *詳しくは、役場国保年金課までお問い合わせください。
- ◎妊産婦 母子手帳の交付を受けている方

《助成される医療費》

医療機関窓口での自己負担金が、次のとおりになります。

- ◎重度心身障害者 無料
- ◎その他(医療機関ごと)
 - ・外来：1日600円まで
 - ・(同月3回目以降は無料)
 - ・入院：1日300円まで
 - (限度額月3000円)
- ・調剤：無料

《助成を受ける際の注意点》

- ・中学生の小児マル福は、入院のみ助成対象となります。
- ※助成対象外は、保険適用外の料金、食事・生活療養費、学校でのケガ等がかかった医療費(一部除外あり)です。

中学生までの医療費 (保険適用分)全額助成

《対象となる方》

美浦村に住所を有し、いずれかの健康保険に加入している中学3年生までの全ての方
 *事前に医療福祉制度(マル福)への申請が必要です。

《助成される医療費》

- ・マル福該当：右記のマル福の自己負担金
- ・マル福非該当：医療機関での窓口負担金(保険適用分)
- ※助成対象外は、医療福祉制度(マル福)と同じです。

助成の受け方

一、医療機関を受診する

医療機関で支払いを済ませ、領収書を貰ってください。
 *マル福該当者は、受給者証を提示してください。

*領収書に、受診者名・保険点数(保険適用金額)の記載がない場合は、医療機関で記入してもらってください。

二、領収書を持って役場へ

医療機関を受診した翌月に、役場国保年金課にて申請手続きをしてください。

◇申請に必要なもの

- ・領収書(原則原本預かり)
- ・診療明細書または調剤明細書
- ・印鑑
- ・振込先の分かるもの
- ・高額療養費の対象になる場合は、支給決定通知
- ※初回のみでなく、その都度の申請が必要となりますが、数カ月分まとめての申請も可能です。

三、助成金の振り込み

申請日の翌々月に、申請時に指定された口座に助成金が振り込まれます。



平成27年「消防ミニ白書」

平成27年4月から、新たに阿見町が管内に加わりました。

火 災

平成27年中の火災発生件数は、管内全域で99件でした。火災が原因で3名の尊い命が失われ、16名の方が負傷しています。

【市町村別発生状況】 — 【火災種別発生状況】 —

・龍ヶ崎市	18件	・建物	52件
・牛久市	23件	・林野	7件
・稲敷市	20件	・車両	18件
・阿見町	19件	・その他	22件
・利根町	9件		
・河内町	4件		
・美浦村	6件		

《出火原因ワースト3》

1. 放火(疑い) 9件
2. こんろ 7件
3. 電灯等の配線 7件

住宅用火災警報器の設置は済みますか？

救 急 ・ 救 助

平成27年中の救急出動件数は12,676件、救助出動件数は167件でした。

救急種別では、急病が8,413件と最も多く、次いで一般負傷1,675件、交通事故1,289件、転院683件、その他616件でした。

救助種別では、交通事故80件、火災事故51件、その他が36件でした。

【市町村別救急出動件数】 【傷病者程度別搬送状況】

・龍ヶ崎市	3,094件	・軽症	6,561名
・牛久市	3,418件	・中等症	4,096名
・稲敷市	2,227件	・重症	968名
・阿見町	2,029件	・死亡	219名
・利根町	672件	・その他	5名
・河内町	487件	(搬送人員計 11,849名)	
・美浦村	741件		
・圏域外	8件		

【問合せ】 稲敷地方広域市町村圏事務組合 ☎0297-64-3741

美浦村農作業標準賃金

作業名	賃金(円)	単位	備考
田耕起	一番耕起	5,000	10 a プラウ耕起含
	二番耕起	2,500	"
	サブライ-耕	5,000	" 溝きり
	サブライ-耕起	30,000	" 均平作業高低差5cm以内
畦ぬり	30	1 m	
代掻	7,000	10 a	
耕起・代掻	14,000	"	
箱苗	750	1 箱	硬化苗
田植	6,000	10 a	施肥付の場合1,000円増
田植(苗込み)	20,000	"	10gあたり20箱
刈取・脱穀	16,000	"	条件により料金割増
乾燥・調整	2,000	玄米60kg	
刈取・乾燥・調整	32,000	10 a	
糶摺	600	玄米60kg	
全利用	65,000	10 a	苗込み
畑耕起(ロータリー)	5,000	"	プラウ耕起含
施肥・播種(麦・大豆)	6,000	"	種子別
麦刈取・脱穀	10,000	"	
麦乾燥・調整	10,000	"	
大豆刈取・脱穀	10,000	"	
そば播種・刈取	20,000	"	乾燥調整含
肥料散布	1,000	"	
石灰散布	1,500	"	
農薬散布	1,500	"	

※消費税別。燃料費などは請負者負担とします。

美浦村農作業臨時雇標準賃金

作業名	賃金(円)	実働時間	備考
田植	7,000	8時間	男女共、時間外1時間につき900円
田・畑除草	7,000		
稲刈	7,000		

農作業標準賃金・農地賃借料情報

平成28年度の農作業標準賃金は、次のように決定されました。農作業受託契約をする際の目安としてご活用ください。また、農地の賃借料の情報を皆さんに提供するため、ここで平成27年1月から12月までに締結(告示)された美浦村の農地の賃借状況を公表します。

◇問合せ

役場経済課内農業委員会事務局
☎88510340 内線211

美浦村農地賃借料情報(10a当たり)

田	筆数	平均金額	最高金額
			最低金額
茨城かすみ農業協同組合 地区	222	15,940円	21,000円 5,250円
稲敷農業協同組合 地区	252	18,914円	21,000円 10,500円

畑	筆数	平均金額	最高金額
			最低金額
茨城かすみ農業協同組合 地区	0	0円	0円 0円
稲敷農業協同組合 地区	16	20,313円	21,000円 10,000円

※平成27年の玄米価格は30kg 5,250円で算出。

稲敷地方広域市町村圏事務組合 平成28年度予算

稲敷地方広域市町村圏事務組合
☎0297-64-3741
ホームページ(<http://www.inashiki-kouiki.jp/>)

【一般会計】 41億0,488万円

歳入項目	予算額	構成比	歳出項目	予算額	構成比
分賦金及び負担金	37億7,817万6千円	92.0%	議会費	353万円	0.1%
使用料及び手数料	772万2千円	0.2%	総務費	6,507万5千円	1.6%
国庫支出金	3,282万7千円	0.8%	消防費	38億2,446万6千円	93.2%
県支出金	650万円	0.2%	公債費	2億1,090万9千円	5.1%
財産収入	4万9千円	0.0%	予備費	90万円	0.0%
寄附金	1千円	0.0%			
繰入金	5,800万円	1.4%			
繰越金	2,430万円	0.6%			
諸収入	290万5千円	0.1%			
組合債	1億9,440万円	4.7%			
合計	41億0,488万円	100.0%	合計	41億0,488万円	100.0%

【老人ホーム特別会計】 1億908万円

【水防事業特別会計】 1,229万円

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係
☎ 885-0340 (内) 117

病院のかかり方 〜平成28年4月から 変わること

入院した時の食事代

入院をしたときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、一食あたりの食費の一部を自己負担することになっています。この自己負担を標準負担額と言います。

平成28年4月より、所得区分が「一般」の方の標準負担額が、一食あたり260円から360円に引き上げられます。
*それ以外の区分の方は変更ありません。

▼食事の標準負担額

【一般】

◇該当する方 住民税を課税されている方（以降2つの区分に該当しない方）

◇負担額 360円

【住民税非課税世帯・低所得Ⅱ（70歳以上の方）】

◇該当する方 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、低所得Ⅰに該当しない方

◇負担額

・過去1年間の入院日数が90日以内 210円

・過去1年間の入院日数が91日以上 160円

【低所得Ⅰ】

◇該当する方 70歳以上の方で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。

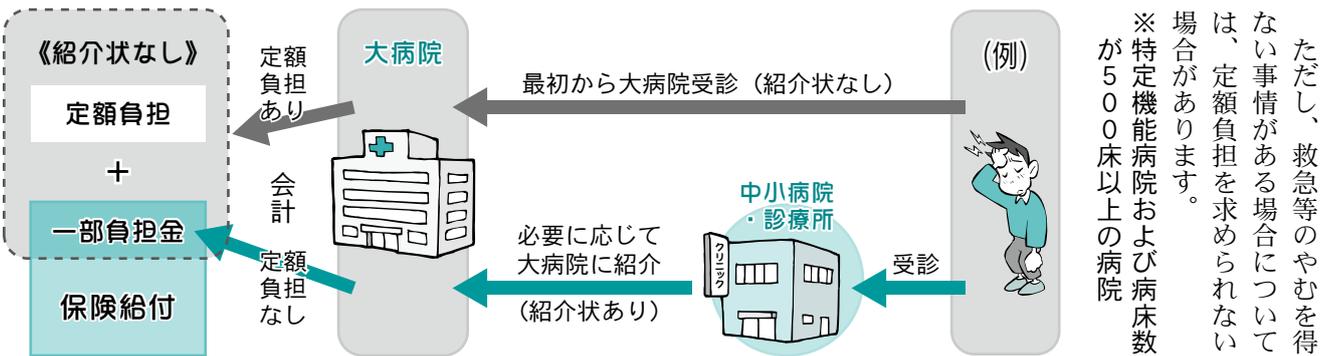
◇負担額 100円

紹介状なしで 大病院を受診する場合

医療機関における外来の機能分化を進めるため、紹介状なしで大病院（※）の外来を受診する場合、診療費の一部負担金（1/3割）に加えて一定の費用を自己負担することとなりました（定額負担）。



ただし、救急等のやむを得ない事情がある場合については、定額負担を求められない場合があります。
※特定機能病院および病床数が500床以上の病院



国民年金

お問合せ
国保年金課年金係
☎ 885-0340 (内) 116

平成28年度の国民年金 保険料が決定しました

平成28年度（平成28年4月〜平成29年3月）の国民年金保険料は、月額1万6260円（前年度から月額670円引き上げ）になりました。なお、付加保険料は月額400円に変更はありません。

国民年金保険料の 様々な割引制度

《口座振替による割引》 〜お得で便利な口座振替〜

毎月の保険料は、通常翌月末が納期限となっておりますが、当月末に金融機関等の口座から引き落とす早割制度で納付すると、月額50円の割引となります。なお、残高不足で口座から引き落としが出来なかった場合は割引がなくなり、通

常の口座振替に切り替わりますので、ご注意ください。
口座振替での前納割引制度は、早割、6カ月前納、1年前納、2年前納があります。

《現金払いによる割引》

今年度12カ月分の保険料を5月2日までに現金で納付すると、3460円の割引となり、19万1660円になります。（1年前納）

また、4月から9月までの半年分を5月2日までに現金で納付すると、790円の割引となり、9万6770円になります。なお、10月から翌年3月までの半年分についても同様の割引となり、年間になると、15800円の割引となります。（6カ月前納）

この他、任意の月から年度末までの分を前納することも可能です。

《クレジットカード納付による割引》

現金払いによって納付する場合と同様の前納割引制度は適用されますが、口座振替の早割制度は適用されません。

詳しくは、土浦年金事務所（☎825-1170）にお問い合わせください。

後期高齢者 医療制度

お問合せ
国保年金課
高齢者医療係
☎ 885-0340 (内) 116

後期高齢者医療制度の保険料率等が 決定されました

このたび、茨城県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療制度の平成28年度および平成29年度の保険料率および賦課限度額が以下のように決定されましたのでお知らせします。

平成28年度・平成29年度の保険料率等

後期高齢者医療制度の保険料率等は2年ごとに見直しされることとなっており、今回の見直しでは均等割額・所得割額とも前回から据え置きとなりました。また、被保険者間の保険料負担の公平の確保および中低所得者の負担軽減を図るため、保険料軽減対象が一部拡大されました。なお、この保険料率等に基づく平成28年度の保険料額は、普通徴収（納付書等での納付）の方については7月中旬頃に、特別徴収（年金からの天引き）の方については8月中旬頃に通知する予定です。

		平成28・29年度	平成26・27年度
保 険 料	均等割額	39,500円	39,500円
	所得割率	8.00%	8.00%
保険料の賦課限度額（上限額）		57万円	57万円

個人ごとの保険料の決め方

後期高齢者医療制度の保険料は、すべての加入者（被保険者）にかかり、被保険者全員が等しく負担する均等割額と、被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計になります。なお、賦課限度額が設けられていますので、どんなに所得が高い方でも保険料の年額は57万円となります。また、年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割で保険料額が計算されます。

1年間の保険料額 (100円未満切捨て)	=	均等割額 39,500円	+	所得割額 (総所得金額等－基礎控除33万円) × 8.00%
-------------------------	---	-----------------	---	-----------------------------------

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

平成28年度・平成29年度の保険料の軽減について

【均等割額の軽減】世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯の被保険者と世帯主の「総所得金額等の合計額」が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
「33万円」以下で、かつ 「被保険者全員が年金収入80万円」以下（その他各種所得がない場合）	9割	3,950円
「33万円」以下	8.5割	5,925円
「33万円 + 26.5万円 × 世帯の被保険者数」以下	5割	19,750円
「33万円 + 48万円 × 世帯の被保険者数」以下	2割	31,600円

※収入が公的年金のみの方は年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は120万円）を差し引き、65歳以上の方はさらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

※平成28年度分保険料から、5割を軽減する基準については被保険者数に乗ずる金額を26万円から26.5万円とし、2割を減額する基準については、被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円としました。

【所得割額の軽減】保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方はその額が153万円から211万円以下）の場合は、所得割額が5割軽減されます。

【その他の軽減】後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）

保険料の計算に関するお問い合わせは……茨城県後期高齢者医療広域連合事業課（☎029-309-1213）
保険料の納付に関するお問い合わせは……役場国保年金課（☎029-885-0340 内線115）

子育て支援の 各種手当



この手当も、受給には申請が必要です。
詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

《お問合せ》
美浦村役場 ☎ 885-0340
学校教育課 (内) 234
福祉介護課 (内) 111

児童扶養手当

父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

《対象》

次のいずれかに該当する児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいない場合や公的年金の受給額によ

って、受給要件が異なります。
・父母が婚姻を解消した児童

・父または母が死亡した児童
・父または母が政令で定める程度の障害にある児童

・父または母の生死が明らかでない児童

・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
・父または母が法令により引

き続き1年以上拘禁されている児童

・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※児童扶養手当における「児童」とは、18歳に達してから最初の3月31日までにいる方をいいます。ただし、特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害がある場合には、20歳未満までの方が対象となります。

《手当の額(月額)》

対象児童数・手当の額の順

- ▼1人 4万2330円
- ▼2人 4万7330円
- ▼3人 5万0330円
- ▼3人超 1人につき3000円加算

※平成28年4月分より増額。

※所得による支給の制限(一部または全額)あり。

◎手当を受給中の方へ

次のような場合は、児童扶

養手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま支給を受けた場合、その期間の児童扶養手当は全額返還していただきます。

・婚姻の届出をしたとき

・婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係(男性と同居、または同居がなくとも頻繁な訪問があり生活費の援助がある場合)にな

ったとき

・受給者本人や児童が年金を受け

ることができるようになったとき

・児童が児童福祉施設に入所

したり、転出したことなど

により、受給者が監護または

養育しなくなったとき

・その他支給要件に該当しな

くなったとき

《申請》 役場学校教育課

特別児童扶養手当

精神、知的または身体に障がいのある児童を監護する方に対し、手当が支給されます。

《対象》

次のいずれかに該当する20

歳未満の児童を養育している

方。ただし、児童および父、

母または養育者が日本国内に

居住していない場合や、児童が障害年金等を受給している

場合、児童福祉施設に入所し

ている場合は受給できません。

▼特別児童扶養手当1級

・身体障害者手帳がおおむね

1級・2級程度(内部的疾患は例外があります)

・療育手帳の判定が①・A程度

の知的障害

・精神障害者保健福祉手帳が

おおむね1級程度

《申請》 役場福祉介護課

▼特別児童扶養手当2級

・身体障害者手帳がおおむね

3級程度(内部的疾患は例外があります)

・療育手帳の判定がB程度の

知的障害

・精神障害者保健福祉手帳が

おおむね2級程度

《手当の額(1人/月)》

等級・手当の額の順

▼1級 5万1500円

▼2級 3万4300円

※所得による支給の制限(全額)あり。

《申請》 役場福祉介護課

在宅心身障害児 福祉手当

福祉手当

村では、心身に障がいのある児童を監護する保護者に対し、在宅心身障害児福祉手当

を支給しています。

《対象》

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童が福祉施設に入所している場合や、県から障害児福祉手当を受給している場合は受給できません。

▼身体障害者

・身体障害者手帳1・2級・3

級・下肢障害4級の一部(※

※両下肢の全ての指を欠くも

の、1下肢を足関節以上で

欠くもの、もしくは同等の

著しい障がいがあると判

断されるもの

▼知的障害者

・療育手帳が①・A・B

《重複障害者

・身体障害者手帳・療育手帳

・精神障害者保健福祉手帳

のうち2つ以上の手帳を重

複して所持する児童は、そ

れぞれの等級自体が該当し

なくても支給対象となる場

合があります。

《支給額》 月額3千円

※特別児童扶養手当と併給可。

※障害児福祉手当と併給不可。

《支給時期》

・9月(4月分〜9月分)

・3月(10月分〜3月分)

《申請》 役場福祉介護課

介護保険

お問合せ
福祉介護課内
地域包括支援センター
☎ 885-0340
(内) 113・132

介護保険で福祉用具を



借りる 買う

介護保険には、要支援・要介護の認定を受けた方に対し、福祉用具の貸与費用や購入費用の9割（または8割）を支給するサービスがあります。どちらのサービスを利用する場合にも、まずは担当のケアマネージャーに相談してください。

※福祉用具の誤使用による事故が多発しています。必ず正しい使い方をしましょう。

福祉用具を借りる「福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）」

一般の在宅サービスと同様に、ケアプランに沿って提供されるサービスです。ケアプラン作成時にケアマネージャーとよく相談し、ご利用ください。

要介護度に応じた月々の利用限度額の範囲内で利用することができ、実際にかかった費用の1割（または2割）が自己負担となります。なお、用具の種類や事業者によって貸出料金は異なります。

《福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の対象となるもの》

- ◎すべての要支援・要介護認定者が使えるもの スロープ（工事を伴わないもの）、手すり（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ（松葉づえ・多点つえ等）
 - ◎要介護2以上から使えるもの 車いす、車いす付属品（クッション・電動補助装置等）、特殊寝台、特殊寝台付属品（サイドレール・マットレス・スライディングボード等）、床ずれ防止用具、体位変換器（起き上がり補助装置を含む）、認知症老人徘徊感知器（離床センサーを含む）、移動用リフト（立ち上がり座椅子・入浴用リフト・段差解消機・階段移動用リフトを含む）
 - ◎要介護4以上から使えるもの 自動排泄処理装置
- ※移動用リフトのつり具部分は「特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）」の対象になります。

福祉用具を買う「特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）」

入浴や排せつ等に使用されるような貸与になじまない特定の福祉用具を購入する際、購入費の一部を支給するサービスです。支給限度額は年間（4月1日から1年間）10万円で、その1割（または2割）が自己負担となります。いったん全額を支払い、申請により後で9割（または8割）が支給されます。

▼特定福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）支給までの流れ

- (1) 相談・検討 担当のケアマネージャーと相談し、自分の身体に適したものを選びましょう。
- (2) 指定業者で購入 代金支払時に「購入者氏名」「用具名」の明記された領収証と、用具を特定できるパンフレットや取扱説明書等（コピー可）をもらってください。
- (3) 役場福祉介護課へ申請 役場福祉介護課で申請をしてください。
《申請に必要なもの》①申請書（補助用具が必要な理由、振込先の口座番号、請求者氏名等を記入押印）、②領収証（原本を提出）、③用具を特定できるパンフレットや取扱説明書等の写し
- (4) 購入費支給 審査後（概ね2カ月後）に購入費用の9割（または8割）が指定の口座に振り込まれます。

《特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）の対象となるもの》

- ①腰掛便座 ②入浴補助用具（入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴用介助ベルト等）
 - ③自動排泄処理装置の交換可能部分 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具部分
- ※要支援・要介護者が担当のケアマネージャーと相談し、必要と判断されたものが対象となります。
※指定を受けていない事業者から購入した場合は支給の対象になりませんので、担当のケアマネージャーに必ず確認してください。

美浦村 子育て情報

子育て ワンポイント

毎月、親子でできる簡単な遊びや子育てのコツを紹介していきます。



子育て支援センターからのご案内

美浦村子育て支援センターでは、就園前のお子さんとその保護者の方が参加できる「美浦村子育て広場」を開催しています。

次のような方にも、おすすめです！

- 美浦村に里帰り中の方
- 引っ越ししてきたばかりで、村の子育て支援や病院等の情報が知りたい方
- 妊娠中もしくは下の子どもが生まれたばかりで、上の子どもを遊ばせたいと思っている方
- お孫さんを遊ばせたい祖父母の方等

子育て広場の活動を知りたい方は、まず「子育てほっとルーム」に参加されてはいかがでしょうか。センター常駐のスタッフが対応します。

子育て広場の活動予定は…

5月の 子育て広場

予約必要なし
開催時間内
出入り自由

ぴよ：ぴよぴよサロン&プレママサロン (通常：午前10時～正午、PM：午後1～3時)

- ◇対象 2カ月～1歳3カ月、妊婦さん
- ◇場所 木原地区多目的集会施設和室

ぴよぴよサロン&プレママサロンでは、毎月一度、保健師、助産師、栄養士さんによる個別の「育児相談(👩)」を行っています。(通常の自由遊びもあり)

よち：よちよちルーム (午前10時～正午)

- ◇対象 1歳児 (H26.4.2～H27.4.1生)
- ◇場所 木原地区多目的集会施設和室

エン：エンジョイ子育て (午前10時～正午)

- ◇対象 0歳～就園前
- ◇場所 木原地区多目的集会施設和室、または村内の公園・公共施設

ほっ：子育てほっとルーム (午前9時30分～午後4時)

- ◇対象 0歳～就園前
- ◇場所 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内)

※各子育て広場の詳細と、開催場所(都合により変更する場合があります)については、役場・中央公民館・保健センターに設置している「子育てカレンダー(毎月発行)」でご確認ください。

※どの子育て広場も「子育て支援センターのスタッフ」が担当しています。

日	月	火	水	木	金	土
1	2 よち ほっ	3	4	5	6 ほっ	7
8	9 よち ほっ	10 エン ほっ	11 ぴよ ほっ	12 ほっ	13 ほっ	14
15	16 よち ほっ	17 エン ほっ	18 (👩) ぴよ ほっ	19 ほっ	20 ほっ	21
22	23 よち ほっ	24 エン ほっ	25 (PM) ぴよ ほっ	26 ほっ	27 ほっ	28
29	30 よち ほっ	31 ほっ				

発達相談 (子育てや発達に関する相談)

- ◇対象 0歳児～学童
- ◇場所 予約時にお知らせします。
- ◇予約方法 子育て支援センターに電話で予約してください。 ※発達相談員が担当しています。

要予約

☎ 問合せ 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内) ☎ 885-6511 * 午前9時から午後4時30分まで

お知らせ

花いっぱい運動コンクール参加団体募集

村では、地域や職場・グループ等で公共の場に花を植え、管理している団体を対象に、「花いっぱい運動コンクール（花コン）」を開催します。このコンクールで審査委員会が優秀と認めた団体は、大好きいばらき県民会議主催の「花と緑の環境美化コンクール」へ推薦させていただきます。本コンクールに応募された団体には花の苗を配布します。*事業所を除きます。また、苗の種類や本数の指定はできません。

◇申込方法 生涯学習課に備

えてある申込用紙に必要事項を記入のうえ、4月28日（木）までにお申し込みください。

*前回、参加された団体には申込用紙を送付します。

※月曜日は休館日です。

◇問合せ 生涯学習課（中央公民館内）

縄文体験の日

ゴールデンウイークに、縄文土器作り・土笛作り・縄文クッキー作り・まが玉作り等の体験を試してみませんか。

*予約は不要です。

◇日時 5月3日（火）午前9時30分～午後4時

◇問合せ 文化財センター

平成28年度健康農園入園者募集

村では、健康農園の入園者を募集します。

【木原健康農園】

・区画数 85区画（一区画20㎡、水道・駐車場付）

*残り5区画です。

【信太（南原）健康農園】

・区画数 155区画（一区画20㎡、水道・駐車場付）

*残り46区画です。

◇入園期間 平成29年3月31日まで

◇入園料 一区画2000円

◇受付期間 4月4日（月）から

◇申込方法 役場経済課にて申込書を記入のうえ、入園

料を添えてお申し込みください（村外の方も可）。

◇問合せ 役場経済課

役場庁舎の耐震等改修工事完了

建物の耐震性強化のために行っていた役場庁舎の耐震等改修工事が、3月で完了しました。工事期間中は、住民の皆さまにご理解ご協力を賜りありがとうございました。

◎新たな設備

エレベーター、多目的トイレ（2階が新たに設置されました。ぜひご利用ください）。

◇問合せ 役場総務課

国勢調査結果・速報値

平成27年10月1日現在で行った国勢調査の速報値が、総務省統計局から公表されましたのでお知らせします。

美浦村の人口は1万5851人、世帯数は5975世帯、1世帯当たりの人員は2・65人となりました。

◎オンライン調査の結果

今回からオンライン調査が実施され、美浦村では全世界の35・3%の皆さまから

インターネットによる回答をいただきました。

※速報値は、平成28年10月に公表予定の確報の数値と異なる場合があります。

戦没者等のご遺族に特別弔慰金

◇対象者 平成27年4月1日現在、公務扶助手（恩給法）や遺族年金等（戦傷病者戦没遺族等援護法）を受ける方がいない場合に、次の順による先順位のご遺族一人。

一、弔慰金の受給権者
二、戦没者等の子

三、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者等と生計関係のなかつた方等は除く）

四、前項三以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

五、前項一から四以外の三親等内の親族

*戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

◇支給内容 額面25万円5年償還の記名国債

◇請求期限 平成30年4月2日まで

◇請求・問合せ 役場福祉介護課援護担当

高齢者向け 臨時福祉給付金

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方1人につき3万円給付されます。
*支給対象者になる方には、申請書を送付します。

◇申請期間 4月18日(月)～7月19日(火)

◇申請・問合せ 役場福祉介護課臨時福祉給付金係

ママのためのおしゃべり会「ひまわりのおしゃべり会」

月に1回、子育ての悩みを持ったお母さん方が集まる場所、少しの間お子さんと離れてママのための時間を過ごしてみませんか。

*参加には事前申込みが必要です。(随時受付)

◇対象 土浦市、石岡市、かすみがうら市、美浦村、阿見町在住の子育て中のママとお子さん

*お子さんは別室で保育士や保健師等が預かりします。

◇日時 5月9日(月)、6月6日(月)、7月4日(月)、

8月26日(金)、9月5日(月)、10月17日(月)、11月14日(月)、12月12日(月)、平成28年1月27日(金)、2月13日(月)、3月6日(月)

午前10時～11時30分

*年度途中でも参加可能です。

◇内容 グループミーティング。話したいことを何でも話していいところです。

*臨床心理士や保健師も一緒に参加します。

◇持物 お子さんのおやつや飲み物、オムツ、着替え等

*名前を書いておいてください。

◇会場 土浦保健所(土浦市下高津2-7-46)

◇申込・問合せ 土浦保健所健康増進課 ☎029-1821-5398 (直通)

いばらきキッズクラブ ブカードが全国で

いばらきキッズクラブカードを利用して、全国の協賛店舗等で優待サービスを受けることができる制度が4月1日からスタートします。

茨城県外で利用する場合は、全国共通ロゴマーク入りの新カードが必要となりますのでご注意ください。

*茨城県内での利用は、引き続き旧カードをご利用いただけます。

◎いばらきキッズクラブカードをお持ちの方

新カードへ交換される方は、旧カードを持参のうえ、役場学校教育課(役場庁舎2階)で申請してください。

◇問い合わせ 役場学校教育課 子ども育成室

河川愛護モニター募集

国土交通省は、河川をやさしく見守ってくださる河川愛護モニターを募集します。

◇モニター期間 平成28年7月1日～平成30年6月30日

◇応募資格 霞ヶ浦付近に住いの満20歳以上の方

◇謝礼 実費程度

◇応募期間 4月1日(金)～5月16日(月)午後5時必着

◇問合せ 国土交通省霞ヶ浦河川事務所占用調整課(河川愛護モニター担当) ☎0299-16312419、

FAX:0299-16312430、ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/>)

善意

〔村の子どもたちの教育へ〕

○ユニフード株式会社様(中澤伸也取締役) 30万円

〔善意銀行へ〕

○友駿健康麻雀倶楽部様 3723円

○橋本皓司様 古切手

○匿名希望1件 使用済みプリペイドカード

○平成27年度美浦大学生一同様 6179円

ありがとうございました。

村の交通事故発生状況 (2月1日～29日)

	年累計
発生件数	2 (5)
負傷者数	3 (6)
死者数	(0)

2月29日現在死者ゼロ継続729日

〔社会福祉協議会へ〕
○川崎様 介護用品等



村内小・中学校、 美浦村役場の放射線量率

◇使用機器

学校:クリアパルス A2700

役場:日立アロカメディカル TCS-172B

◇測定放射線 γ 線

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

木原小学校 測定日 3月14日	校庭(地上高50cm)	0.081
	校舎内	0.075
安中小学校 測定日 3月14日	校庭(地上高50cm)	0.085
	校舎内	0.060
大谷小学校 測定日 3月15日	校庭(地上高50cm)	0.064
	校舎内	0.054
美浦中学校 測定日 3月14日	校庭(地上高1m)	0.095
	校舎内	0.093
美浦村役場 測定日 3月15日	駐車場(地上高1m)	0.10
	庁舎内	0.06

平日住民課窓口に来られない方へ

村では、住民課窓口業務の「時間延長サービス」および「電話予約による証明書等の休日交付」を実施しています。業務内容が通常とは異なりま

◎住民課窓口時間延長実施日

毎月第2・第4水曜日（祝日の場合はその前開庁日）

*年末年始を除く

◇4月・5月の実施日時 4月13日・27日・5月11日・25日、午後5時15分〜7時

◇取扱業務 各種証明書（住民票・戸籍の証明書・印鑑

登録証明書）の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり（審査・受理決定は後日）

*転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。ご了承ください。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の日交付（電話予約）

住民票の写しと印鑑登録証明書は、事前に平日の午前8時30分から午後5時までに電話予約したものを、土・日・祝日の役場閉庁時に受け取ることができます。*ご予約の際は必ず、証明書を

◇問合せ 役場住民課

弁護士による法律相談

日時 5月25日(水)
午後1:30～4:00

*5月2日(月)午前8:30より申込受付

心配ごと相談

日時 5月2日(月)・16日(月)
午後1:00～3:00

*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先
老人福祉センター ☎885-7080
主催 美浦村社会福祉協議会

教育相談

相談・連絡先 ☎・FAX 885-7788

電話相談 毎週火～金曜日
午前9:00～午後3:00

来所相談 毎週水・木曜日
午前9:00～午後3:00

場所: 光と風の丘公園クラブハウス
*事前連絡の上、おこしください。
相談日以外は留守番電話またはFAXで相談を受け付けています。

行政相談

日時 4月22日(金)
午前10:00～正午

場所 役場1階住民相談室

国の仕事のことなどで困ったときは
ご相談ください。(予約不要)

障がい者相談

日時 4月18日(月)、5月16日(月)
午後1:00～3:00

場所 老人福祉センター

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等
何でもご相談に応じます。(予約不要)

問合せ先 役場福祉介護課

4月の納税

*納期限は5月2日(月)です。

固定資産税(1期)
国民健康保険税(1期)

平成28年度 中央公民館・文化財センター休館日

◇休館日 毎週月曜日・祝日・村民体育祭実施日・年末年始(12月29日～1月3日)

◇上記以外の休館日(振替休日等) 7月19日(火)・9月20日(火)・10月11日(火)・1月10日(火)・3月21日(火)

*文化財センターは、5月3日(火・祝)は開館します。
その振替として、5月6日(金)が休館日になります。

◎平成28年度税目別納期一覧 ◇問合せ 役場収納課

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	納付期限
4月		第1期		第1期			5月2日(月)
5月			全期				5月31日(火)
6月	第1期			第2期			6月30日(木)
7月		第2期			第1期	第1期	8月1日(月)
8月	第2期			第3期	第2期	第2期	8月31日(水)
9月					第3期	第3期	9月30日(金)
10月	第3期			第4期	第4期	第4期	10月31日(月)
11月					第5期	第5期	11月30日(水)
12月		第3期		第5期	第6期	第6期	12月26日(月)
1月	第4期				第7期	第7期	1月31日(火)
2月		第4期		第6期	第8期	第8期	2月28日(火)
3月							

*年度により、納付期限は変更となる場合があります。納税通知書、納付書でのご確認をお願いします。

*納付期限・期別数等は、市区町村により異なります。

文化講座案内

中央公民館では、平成28年度の「みほ文化講座」の受講生を募集します。

今年度も以下の15講座を用意しておりますので、皆さんぜひご参加ください。

<p>新 演歌・唱歌尺八</p> <p>金曜日 10:00~12:00 場所：美浦村中央公民館 視聴覚室 回数：20回 募集人数：15名 受講料：3,000円 5月6日(金)開講</p>	<p>新 ダンサーから学ぶピラティス</p> <p>水曜日 10:30~11:30 場所：美浦村中央公民館 和室 回数：20回 募集人数：15名 受講料：3,000円 5月11日(水)開講</p>	<p>二八手打ちそば</p> <p>日曜日 9:00~13:00 場所：美浦村中央公民館 調理室創作室 回数：10回 募集人数：12名 受講料：2,000円 5月15日(日)開講</p>	<p>新 身近な花で楽しく。生け花(山村御流)</p> <p>金曜日 14:00~16:00 場所：美浦村中央公民館 創作室 回数：20回 募集人数：15名 受講料：3,000円 5月13日(金)開講</p>	<p>新 アロマセラピー</p> <p>土曜日 10:30~12:00 場所：美浦村中央公民館 学習室 回数：10回 募集人数：20名 受講料：2,000円 5月7日(土)開講</p>
<p>新 中高年のためのピアノで脳トレ?!</p> <p>土曜日 14:00~15:30 場所：美浦村中央公民館 視聴覚室 回数：10回 募集人数：15名 受講料：2,000円 5月21日(土)開講</p>	<p>ベビーマッサージ&リズムで遊ぼう</p> <p>金曜日 10:30~12:00 場所：美浦村中央公民館 和室 回数：10回 募集人数：15組 受講料：2,000円 5月13日(金)開講</p>	<p>新 家庭の「和食」</p> <p>木曜日 10:00~13:00 場所：美浦村中央公民館 調理室 回数：8回 募集人数：20名 受講料：2,000円 5月19日(木)開講</p>	<p>すぐに役立つ韓国語</p> <p>木曜日 13:00~15:00 場所：美浦村中央公民館 学習室 回数：20回 募集人数：15名 受講料：3,000円 5月19日(木)開講</p>	<p>(短期)北欧の国、デンマークの家庭料理</p> <p>金曜日 10:00~13:00 場所：美浦村中央公民館 調理室 回数：5回 募集人数：16名 受講料：1,000円 5月13日(金)開講</p>
<p>裏千家茶道(立札)</p> <p>金曜日 10:00~12:00 場所：美浦村中央公民館 学習室 回数：20回 募集人数：15名 受講料：3,000円 5月13日(金)開講</p>	<p>パソコン活用</p> <p>日曜日 13:00~15:00 場所：美浦村中央公民館 研修室 回数：20回 募集人数：15名 受講料：3,000円 5月15日(日)開講</p>	<p>新 パステルアート</p> <p>日曜日 10:00~12:00 場所：美浦村中央公民館 学習室 回数：20回 募集人数：15名 受講料：3,000円 5月15日(日)開講</p>	<p>新 着付と和の講座</p> <p>木曜日 10:00~12:00 場所：美浦村中央公民館 和室 回数：15回 募集人数：15名 受講料：2,500円 5月12日(木)開講</p>	<p>新 美浦ゼミ「楽しいバルーンアート」</p> <p>火曜日 10:00~12:00 場所：美浦村中央公民館 学習室 回数：5回 募集人数：15名 受講料：1,000円 5月17日(火)開講</p>

- ◇申込期間 4月5日(火)~4月15日(金)午前9時~午後5時 ※月曜日(休館日)を除く。
- ◇申込方法 申込用紙(中央公民館に配置)に必要事項を記入して、中央公民館へ提出してください。
*電話でのお申込みはできません。
- ◇受講対象 初心者の方(講座によっては年齢制限有り)
- ◇受講料 初回開講日に徴収(講座によっては別途材料費等の自己負担有り)

《文化講座開催にあたって》

- ・申込が定員を超えた場合は「①初めて申込をした村内居住者、②受講が2回目(2年目)となる村内居住者、③村内に勤務する村外居住者」の順に優先され、同条件の方が出た場合は抽選となります。
- ・受講希望者が5人に満たない講座は開講しません。
- ・内容については全て予定ですので、予告なく内容を変更する場合があります。

※各講座の内容の詳細については、4月4日(月)の新聞折込チラシまたは村ホームページをご覧ください。

問合せ 中央公民館(生涯学習課) ☎029-885-4451